こんなときどうする
役員報酬

税理士　柏木　修一

お客さんからの問い合わせ

役員が出産のため職務の執行ができない場合

一時的に職務の執行ができないため役員報酬をこの職務の執行ができない期間は役員報酬を減額したい。

No5211　役員報酬

　平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に役員給与の支給に係る決議（その決議が行われない場合にはその支給）が行われる役員給与の取扱いは、以下のとおりとなります。
（注）　新株予約権による給与および退職給与については、平成29年10月1日以後の役員給与の支給に係る決議（その決議が行われない場合にはその支給）が行われる役員給与から適用されます。
法人が役員に対して支給する給与（注）の額のうち次に掲げる定期同額給与、事前確定届出給与または一定の業績連動給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入されません。
ただし、次に掲げる給与のいずれかに該当するものであっても、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入されません。
（注）　上記の給与からは、（1）退職給与で業績連動給与に該当しないもの、（2）左記（1）以外のもので使用人兼務役員に対して支給する使用人としての職務に対するものおよび（3）法人が事実を隠蔽し、または仮装して経理することによりその役員に対して支給するものは除かれます。

No5211　定期同額給与

1　その支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与（以下「定期給与」といいます。）で、その事業年度の各支給時期における支給額または支給額から源泉税等の額（注）を控除した金額が同額であるもの

（注）　源泉税等の額とは、源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、定期給与の額から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。

結論　　　　毎月同じ金額を役員報酬として支払っている金額

No5211　定期同額給与

2　定期給与の額につき、次に掲げる改定（以下「給与改定」といいます。）がされた場合におけるその事業年度開始の日または給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日またはその事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額または支給額から源泉税等の額を控除した金額が同額であるもの

結論　①事業年度開始の日から改定前の月の役員報酬を毎月同額を支払っている金額

②改定後の月から事業年度終了の日までの月の役員報酬を毎月同額支払っている金額

No5211　定期同額給与

（1）　その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3か月（確定申告書の提出期限の特例に係る税務署長の指定を受けた場合にはその指定に係る月数に2を加えた月数）を経過する日（以下「3月経過日等」といいます。）まで（継続して毎年所定の時期にされる定期給与の額の改定で、その改訂が3月経過日等後にされることについて特別の事情があると認められる場合にはその改訂の時期まで）にされる定期給与の額の改定

結論　会計期間が4月1日から翌年3月31日までの法人で5月25日の株主総会で毎月50万円の役員報酬が6月から毎月70万円に改定

①　4月から5月までの役員報酬は毎月50万円

②　6月から翌年3月までの役員報酬は毎月70万円

③　改定前が毎月同額支給、改定後が毎月同額支給なので定期同額給与

No5211　定期同額給与

（2）　その事業年度においてその法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（以下「臨時改定事由」といいます。）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定（上記(1)に掲げる改定を除きます。）

結論　役員の職制上の地位の変更
　　　例えば、取締役が10月の臨時株主総会で代表取締役になった。

①　4月から10月までの取締役としての役員報酬は毎月50万円

②　11月から翌年3月までの代表取締役としての役員報酬は毎月100万円

③　①が毎月同額支給、②が毎月同額支給なので定期同額給与

No5211　定期同額給与

（3）　その事業年度においてその法人の経営状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（注）（以下「業績悪化改定事由」といいます。）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限られ、上記(1)および(2)に掲げる改定を除きます。）
（注）　法人の一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれません。

結論　一時的な資金繰りの都合で

①　4月から10月までの役員報酬は毎月100万円

②　一時的な資金繰りの都合で11月から翌年3月までの役員報酬は毎月50万円

③　①が毎月同額支給、②が毎月同額支給なのだが、一時的な資金繰りの都合で改定したため、毎月同じ金額なのは、月50万円なので毎月50万円×12か月分の600万円が定期同額給与となる。

では、今回の出産のため職務の執行ができない場合はどうなるのか？

平成20年12月(平成24年4月改訂）国税庁
役員給与に関するＱ＆Ａの
Q5では、臨時改訂事由の範囲-病気のため職務が執行できない場合の事例

当社（年１回３月決算）の代表取締役甲は、病気のため２ヶ月間の入院が必要となり、当初予定されていた職務の執行が一部できない状態になったため、取締役会を開催し、甲の役員給与の額を減額することを決議しました。
また、退院後において、従前と同様の職務の執行が可能となったことから、取締役会 の決議を経て、入院前の給与と同額の給与を支給することとする改定をしています。
この場合、当社が甲に支給する役員給与は定期同額給与に該当しますか。
なお、入院期間中、甲には別途、社会保険から傷病手当金が給付される予定です。

Ｘ１年８月まで	月額60万円
Ｘ１年９月～10月（入院期間）	月額20万円
Ｘ１年11月（職務再開）以降	月額60万円

A

ご質問のように、役員が病気で入院したことにより当初予定されていた職務の執行が一 部できないこととなった場合に、役員給与の額を減額することは臨時改定事由による改定 と認められます。また、従前と同様の職務の執行が可能となった場合に、入院前の給与と 同額の給与を支給することとする改定も臨時改定事由による改定と認められます。したが って、甲に支給する給与はいずれも定期同額給与に該当します。

出産についても病気の場合と同様に考えることができると考えます。

よって、

①出産前の役員報酬は毎月定額

②出産期間は役員報酬は①より減額して毎月定額

③出産期間後は①の役員報酬の金額に戻して毎月定額

（業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取り扱い）

[Ｑ１] 当社（年１回３月決算）は、役員に対して支給する給与について、定時株主総会で支 給限度額の決議をし、その範囲内で、定時株主総会後に開催する取締役会において各人 別の支給額を決定しています。 ところで、本年度は、会社の上半期の業績が予想以上に悪化したため、年度の中途ではありますが、株主との関係上、役員としての経営上の責任から役員が自らの定期給与 の額を減額することとし、その旨、取締役会で決議しました。このような年度中途の減額改定は、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類 する理由」（業績悪化改定事由）による改定に該当しますか。なお、減額改定前の各支給時期における支給額及び減額改定後の各支給時期における 支給額は、それぞれ同額です。

［A］ ご質問の改定は、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者（株主、債権者、取 引先等）との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情が生じたために行ったもの であり、業績悪化改定事由に該当するものと考えられます。 したがって、このような事情によって減額改定をした場合の改定前に支給する役員給与 と改定後に支給する役員給与は、それぞれ定期同額給与に該当します。

（業績の著しい悪化が不可避と認められる場合の役員給与の減額）〔平成24年4月追加〕

［Ｑ１－２］当社（年１回３月決算）は、ここ数年の不況の中でも何とか経営を維持してきましたが、当期において、売上の大半を占める主要な得意先が１回目の手形の不渡りを 出したため、その事情を調べたところ、得意先の経営は悪化していてその事業規模を縮小せざるを得ない状況にあることが判明し、数か月後には当社の売上が激減することが 避けられない状況となりました。そこで、役員給与の減額を含む経営改善計画を策定し、今月から役員給与を減額する旨を取締役会で決議しました。 ところで、年度中途で役員給与を減額した場合にその損金算入が認められるためには、その改定が「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」（業績悪化改定事由）によることが必要とのことですが、当社のように、現状ではまだ売上が減少して おらず、数値的指標が悪化しているとまでは言えない場合には、業績悪化改定事由による改定に該当しないのでしょうか。

［A］

貴社の場合、ご質問の改定は、現状では売上などの数値的指標が悪化しているとまでは 言えませんが、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後 著しく悪化することが不可避と認められますので、業績悪化改定事由による改定に該当するものと考えられます。

（定期給与を株主総会の翌月分から増額する場合の取扱い）

［Q2］当社（年１回３月決算）は、定時株主総会をＸ１年６月25日に開催し、役員に対する定期給与の額につき従来の50万円から60万円に増額改定することを決議しました。当社の役員に対する定期給与の支給日は毎月末日となっていますが、その増額改定は６月30日支給分からではなく、定時株主総会の日から１ヶ月経過後最初に到来する給与の支給日である７月31日支給分から適用することとしています。この場合、定期同額給与の要件とされている「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件は満たさないこととなりますか。

［A］

4月から６月までの支給額又は７月から翌年３月までの支給額が同額である場合には、「改定前後の各支給時期における支給額が同額であるもの」という要件を満たし、それぞれが定期同額給与に該当します。